

盛川水系河川整備基本方針の新旧対照表

盛川水系河川整備基本方針 平成 27 年 3 月	盛川水系河川整備基本方針 令和 4 年 6 月	備考
<p>1. 河川の総合的な保全と利用に関する基本方針</p> <p>(1) 盛川流域の現状</p> <p>盛川は、岩手県大船渡市に位置し、その源を五葉山（標高 1,351m）に発し、山間部を南東に流れ、途中、鷹生川、立根川、中井川を合流しながら大船渡市街を貫流し、大船渡湾に注ぐ流域面積 129km²、流路延長 17km の二級河川である。</p> <p>その流域は、岩手県大船渡市内にあり、流域内人口は約 2 万 1 千人となっている。流域の気象は、年間降水量が約 1,542mm、年平均気温が約 11.3℃である。</p> <p>本水系は、古くから度重なる洪水被害に見舞われており、昭和 22 年カスリン台風及び昭和 23 年アイオン台風を契機に、盛川下流部及び長安寺橋下流付近までの中流域において治水安全度の向上が図られてきた。</p> <p>その後、昭和 52 年の発達した低気圧により、浸水家屋 354 戸、浸水農地 40ha、被害総額 1,193 百万円、昭和 54 年の台風 20 号により、浸水家屋 187 戸、浸水農地 26ha、被害総額 973 百万円等河岸の決壊、氾濫を繰り返してきた。さらに、沿川の大船渡市は市街化が著しく進み、地域住民からは抜本的な治水計画を強く望まれている。</p> <p>平成 9 年の河川法改正に伴い、盛川水系河川整備基本方針を平成 16 年 4 月に策定し、基準地点を中井大橋に定め、基本高水のピーク流量を 1,510m³/s とし、洪水調節施設により 300m³/s を調節し、計画高水流量を 1,350m³/s とする計画とした。</p>	<p>1. 河川の総合的な保全と利用に関する基本方針</p> <p>(1) 盛川流域の現状</p> <p>盛川は、岩手県大船渡市に位置し、その源を五葉山（標高 1,351m）に発し、山間部を南東に流れ、途中、鷹生川、立根川、中井川を合流しながら大船渡市街を貫流し、大船渡湾に注ぐ流域面積 129km²、流路延長 17km の二級河川である。</p> <p>その流域は、岩手県大船渡市内にあり、流域内人口は約 2 万 1 千人となっている。流域の気象は、年間降水量が約 1,542mm、年平均気温が約 11.3℃である。</p> <p>本水系は、古くから度重なる洪水被害に見舞われており、昭和 22 年カスリン台風及び昭和 23 年アイオン台風を契機に、盛川下流部及び長安寺橋下流付近までの中流域において治水安全度の向上が図られてきた。</p> <p>その後、昭和 52 年の発達した低気圧により、浸水家屋 354 戸、浸水農地 40ha、被害総額 1,193 百万円、昭和 54 年の台風 20 号により、浸水家屋 187 戸、浸水農地 26ha、被害総額 973 百万円等河岸の決壊、氾濫を繰り返してきた。さらに、沿川の大船渡市は市街化が著しく進み、地域住民からは抜本的な治水計画を強く望まれている。</p> <p>平成 9 年の河川法改正に伴い、盛川水系河川整備基本方針を平成 16 年 4 月に策定し、基準地点を中井大橋に定め、基本高水のピーク流量を 1,510m³/s とし、洪水調節施設により 300m³/s を調節し、計画高水流量を 1,350m³/s とする計画とした。</p>	

盛川水系河川整備基本方針の新旧対照表

盛川水系河川整備基本方針 平成 27 年 3 月	盛川水系河川整備基本方針 令和 4 年 6 月	備考
<p>三陸沿岸は津波の常襲地帯であり、大船渡市においても昭和 8 年 3 月の三陸大津波、昭和 35 年 5 月のチリ地震津波により甚大な被害を受けている。その対策として、盛川河口部に T.P. +3. 4m の津波堤防が造られた。</p> <p>平成 23 年 3 月の東北地方太平洋沖地震では津波等により甚大な被害が発生した。また、地震に伴う地殻変動により、広域的な地盤沈下が発生した。そのため、地域づくり等と整合を図りながら堤防の整備等を行うことが急務となっている。</p> <p>平成 23 年 4 月には、東北地方太平洋沖地震で発生した津波を契機に、「岩手県津波防災技術専門委員会」が組織され、盛川河口部の計画堤防高は T.P. +6. 5m と定められた。</p>	<p>三陸沿岸は津波の常襲地帯であり、大船渡市においても昭和 8 年 3 月の三陸大津波、昭和 35 年 5 月のチリ地震津波により甚大な被害を受けている。その対策として、盛川河口部に T.P. +3. 4m の津波堤防が造られた。</p> <p>平成 23 年 3 月の東北地方太平洋沖地震では津波等により甚大な被害が発生した。また、地震に伴う地殻変動により、広域的な地盤沈下が発生した。そのため、地域づくり等と整合を図りながら堤防の整備等を行うことが急務となっている。</p> <p>平成 23 年 4 月には、東北地方太平洋沖地震で発生した津波を契機に、「岩手県津波防災技術専門委員会」が組織され、盛川河口部の計画堤防高は T.P. +7. 5m と定められた。</p>	<p>計画堤防高における誤記の修正</p> <p>※盛川河口部は、東日本大震災津波からの早期の復旧・復興のため、平成 24 年 10 月に「岩手県津波防災技術専門委員会」において計画堤防高を T.P.7.5m として定め、盛川水系河川整備基本方針策定前ではあったもののこれを基に一連の設計、工事等を進めてきたことから、誤記による手戻りなど、現地への影響は無いもの。</p>